

## Ⅱ．内部監査の現状と高度化への課題

---

2014年10月

日本銀行金融機構局

金融高度化センター

# 目 次

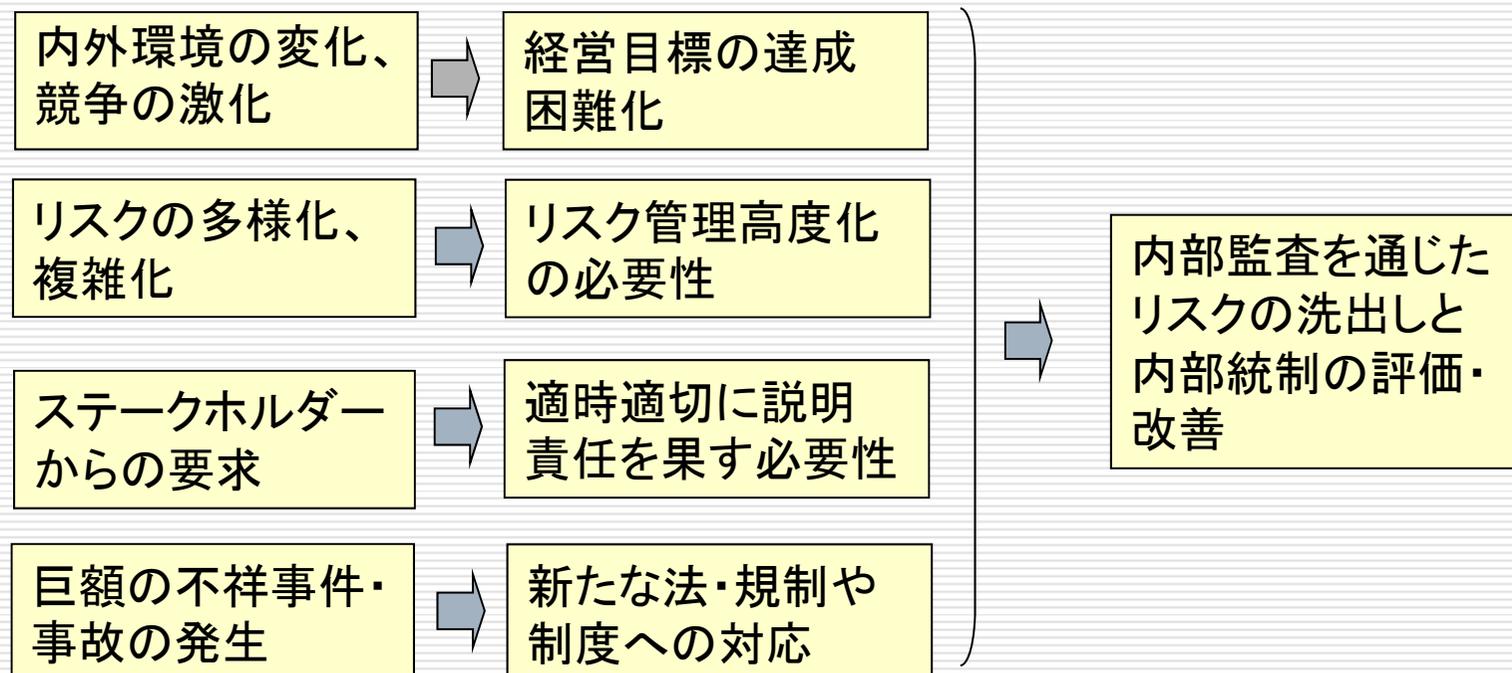
---

1. はじめに
  2. 内部監査の定義、目的と機能・役割
  3. リスクベース監査の実践
  4. 専門的能力の確保
  5. 内部統制フレームワークの共有
  6. 内部監査の品質評価・改善
  7. 他の監査との連携強化
  8. 内部監査の将来展望
-

# 1. はじめに

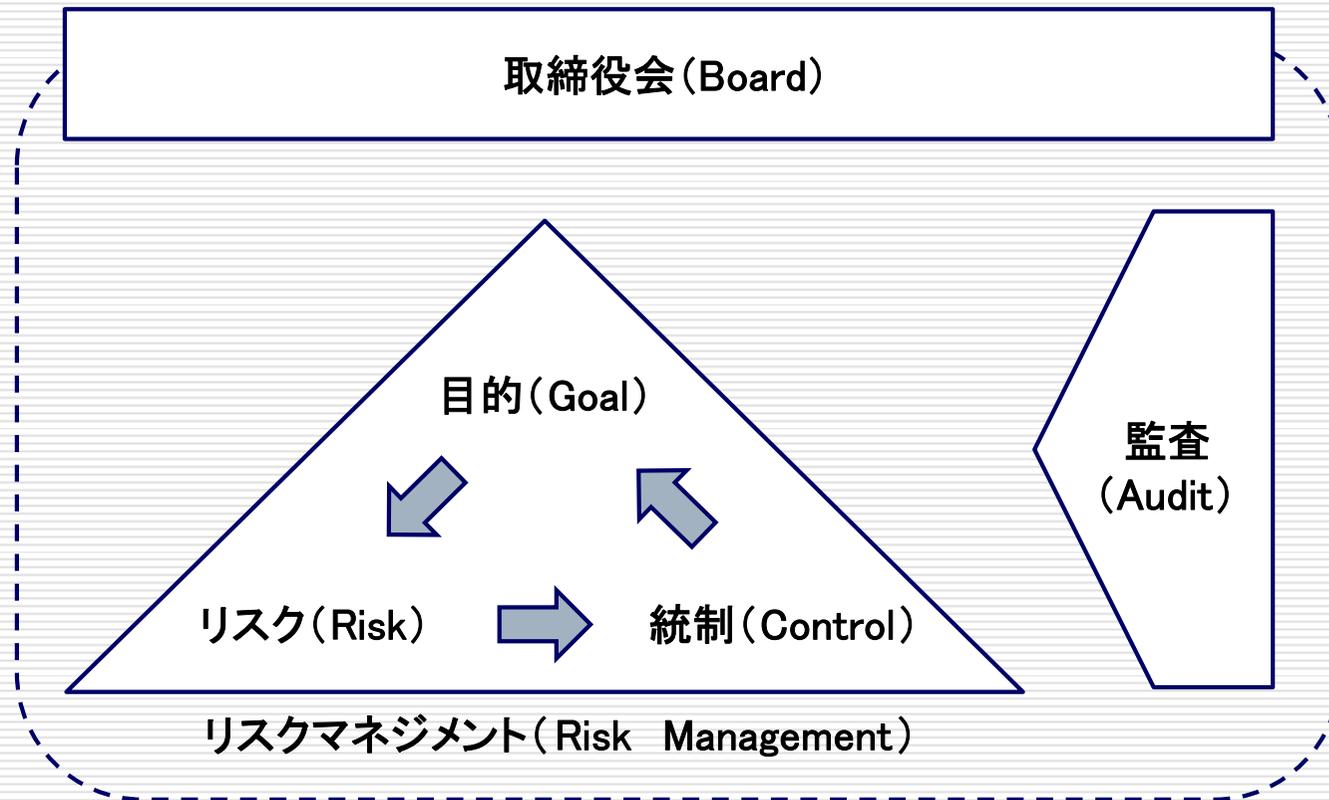
---

なぜ、内部監査が重要なのか



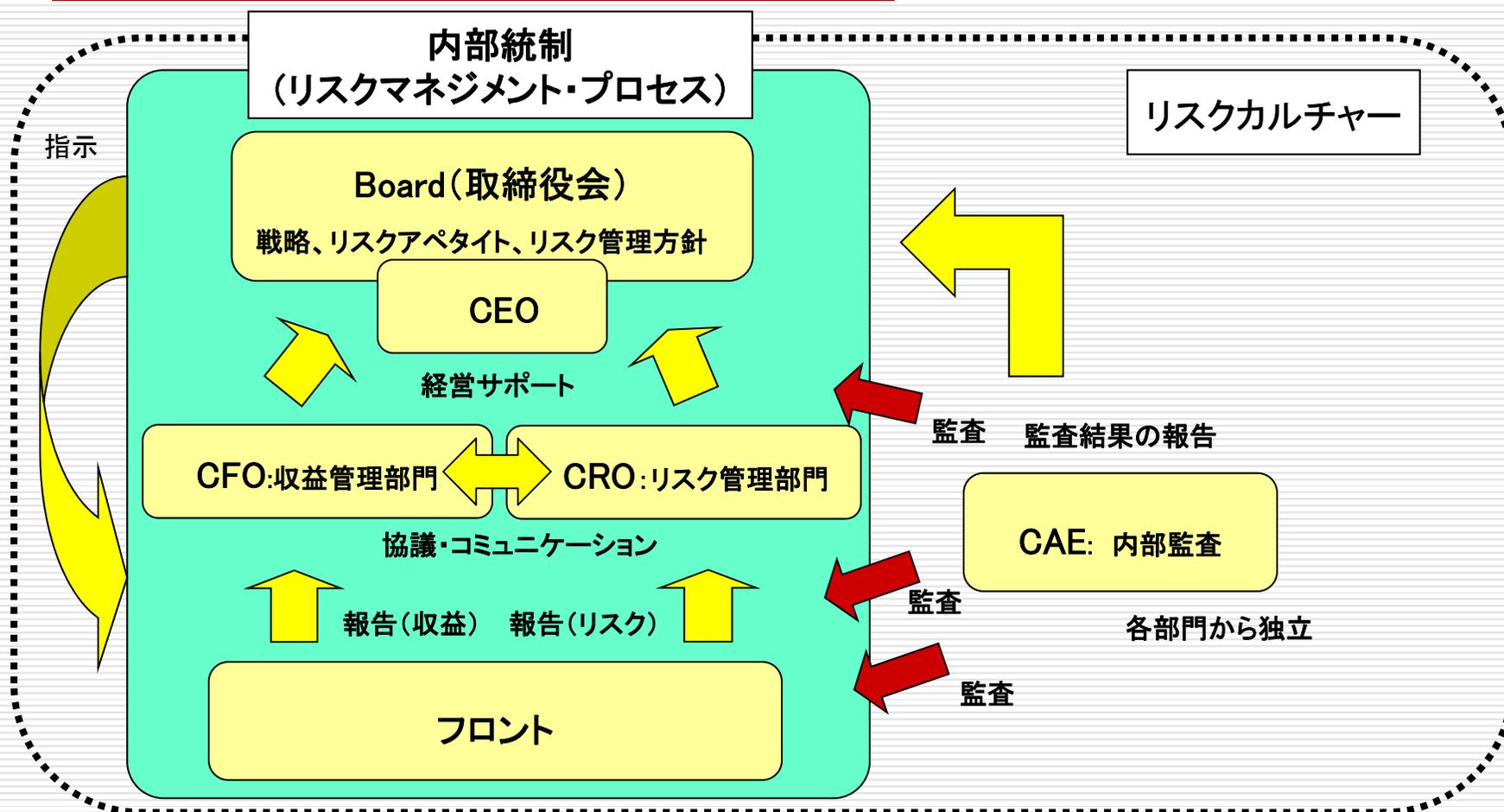
# 自律的に経営改善を図る枠組み

ガバナンス (governance)



リスクカルチャー (Risk Culture)

# リスクマネジメントと内部監査



C-suites

CEO: Chief Executive Officer、CFO: Chief Financial Officer、CRO: Chief Risk Officer

CAE: Chief Audit Executive

暦年	内部統制・内部監査全般 (COSO、IIA、SOX法)	国際金融監督規制 (バーゼル規制、FSB、BCBS)	国内金融監督・検査 (金融庁・日銀)
1976 1984 1987	★ロッキード事件ほか 米国トレッドウェイ委員会 「不正な財務報告」	★コンチネンタル・イリノイ銀行破綻	
1988 1990 1992 1996 1997 1998	COSOフレームワーク ★大和銀行NY支店事件	バーゼル I 合意  バーゼル規制追加(市場VaR)	★バブル崩壊(株価急落)
1999 2000 2001	IIA 内部監査「専門職的実施 のフレームワーク」 ★大和銀行株主代表訴訟判決	BCBS「銀行組織における内部管理 体制のフレームワーク」	★拓銀破綻、山一自主廃業 ★長銀、日債銀国有化
2001 2002	★エンロン事件 米国SOX法		金融庁・金融検査マニュアル
2004 2006 2007	★ワールドコム事件 ERMフレームワーク 日本・会社法施行 日本版SOX(金融商品取引法)	バーゼル II 合意	金融庁・内部監査・外部監査WG 金融庁・金融検査マニュアル改訂 (検査から監査へ、方向性を示す)
2008		★リーマンショック	金融庁・金融検査マニュアル改訂 (バーゼル II 対応とリスクベース監査の 実践を促す) 日銀・金融高度化セミナー「内部監 査の高度化」
2010 2011 2013	日本金融監査協会 設立 COSOフレームワーク 改訂	バーゼル III 合意 BCBS「コーポレート・ガバナンスを 強化するための諸原則」  FSB「リスクガバナンスに関する テーマレビュー」	金融庁・金融モニタリング基本方針 (内部監査の重要性、内部監査・監査役 監査、外部監査との連携を強調)
2014	日本・会社法改正、東証上場 規則の制定(独立性の高い社外 取締役の役員の設置)		監督指針の改正 (メガバンク・委員会設置会社への移行 検討、上場銀行・社外取締役の設置義務 付け)

## 2001年 明示された方向性： 検査から内部監査へ

---

### ◆ 検査

- 営業店の成績をつけるのが主な任務。
- 本部各部の検査は余力の範囲で実施。

### ◆ 内部監査

- 内部統制プロセスの評価と改善を主な任務に。
- リスクベース監査を導入し、営業店監査から本部監査に重点を移行。

## 内部監査・外部監査ワーキング・グループ

金融機関等における内部監査・外部監査態勢の問題点を分析するため、各金融機関等からヒアリングを実施することにより、各金融機関等における内部監査・外部監査態勢の現状をより詳細に把握し、これを踏まえて、平成12年8月29日、当庁検査部(現検査局)内に「内部監査・外部監査ワーキング・グループ」を設置し(メンバーは後掲)、検査マニュアルの充実に向けた検討を開始した。

このワーキング・グループにおいては、計13回にわたる会合を開催し、金融機関等における内部監査・外部監査の現状及び問題点を分析するとともに、(1)内部監査の定義、(2)実効性ある内部監査機能の確保、(3)内部監査対象、内部監査手法等の充実、(4)外部監査の有効性確保等に関して、様々な角度から議論を行った。かかる議論を踏まえ、全国銀行協会等の関係各団体から意見を聴取するなどした上、その成果として、内部監査・外部監査に関する検査マニュアル案を取りまとめ、平成13年2月9日、これをパブリック・コメントに付し、広く一般からの意見募集を行った。パブリック・コメントは、同年3月9日に締め切ったが、多数の方々から貴重なご意見を頂戴したため、再度、これをワーキング・グループで検討した上、検査マニュアル策定作業を進め、同年4月25日、内部監査・外部監査に関する検査マニュアルを最終的に確定し、通達として発出するとともに、これを公表した。

## 2001年4月

### 〈内部監査・外部監査に関する検査マニュアルの充実について〉

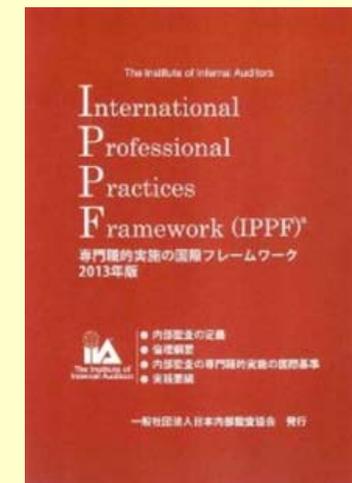
#### はじめに

金融庁の検査は、自己責任原則に基づく預金等受入金融機関及び保険会社(以下、「金融機関等」という。)自身の内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するものである。また、金融機関等における適切な内部管理態勢を整備するためには、実効性ある内部監査態勢の確立が不可欠である。そのため、金融機関等における実効性ある内部監査・外部監査態勢の確立は重要な課題となっているが、内部監査の担い手である金融機関等の検査部等が、必ずしも検査対象である業務部門から独立していない点、検査部等の検査が、支店を中心とした事務リスク中心の検査にとどまり、比較的リスクの大きい本部の各部門が網羅的に検査対象となっておらず、その手法及び対象が不十分な点など、金融機関等における内部監査・外部監査の現状が必ずしも十分と言いがたいことから、今般、検査マニュアルの「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)Ⅲ」の記述を充実させることにより、金融機関等に対し、自己責任に基づく内部監査・外部監査態勢の確立を促すとともに、金融庁の検査の更なる実効性及び効率性の向上を図ることとしたものである。

## (参考)「専門職的实施の国際フレームワーク」

(International Professional Practices Framework)

- 内部監査の定義
- 倫理綱要
  - ◆ 内部監査人が遵守すべき倫理行為規範
- 基準(内部監査の専門職的实施の国際基準)
  - ◆ あるべき内部監査の実務を反映する基本原則
  - ◆ 広範な付加価値の高い内部監査活動を実施し推進するためのフレームワーク
  - ◆ 内部監査の業績を評価するための基礎
- ポジション・ペーパー
- 実践要綱
- 実践ガイド





## IIA「基準」

「内部監査の専門職的实施の国際基準」

人的基準	1000	目的、権限および責任
	1100	独立性と客観性
	1200	熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意
実施基準	1300	品質のアシュアランスと改善のプログラム
	2000	内部監査部門の管理
	2100	業務の性質
	2200	個々のアシュアランスやコンサルティングの業務の計画
	2300	個々のアシュアランスやコンサルティングの業務の実施
	2400	結果の伝達
2500	進捗状況のモニタリング	
2600	最高経営者のリスク許容に ついての問題解決	



## 金融検査マニュアル

「経営管理(ガバナンス)態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト」Ⅱ. 内部監査態勢の整備・確立状況

1. 取締役会及び取締役会等における内部管理態勢の整備・確立	
(1)方針の策定	①取締役の役割・責任
	②内部監査方針の整備・周知
(2)規定・組織体制の整備	①内部監査規程の整備
	②内部監査実施要領の整備
	③内部監査計画の整備
	④内部監査部門の態勢整備
(3)フォローアップ態勢	①取締役会による問題点の改善
2. 内部監査部門の役割・責任	
	①内部監査実施要領の策定
	②内部監査計画の策定
	③内部監査の実施
	④フォローアップ態勢
3. 評価・改善活動	
(1)分析・評価	①内部監査の有効性の分析・評価
	②分析・評価プロセスの見直し
(2)改善活動	①内部監査態勢の改善活動
	②改善活動の進捗状況
	③改善プロセスの見直し

## 社会的要請の高まり

---

- ◆ その後、国内外で不祥事件が繰り返されるなかで、米国ではSOX法が制定。日本でも新会社法、金融商品取引法が制定され、社会的に、内部統制の確立や、そのための内部監査の強化が強く求められようになった。
- ◆ 金融庁は、検査前に、金融機関の内部監査部門長から経営課題について聴取を開始。
- ◆ 日本銀行は、全国から金融機関の内部監査人を集めて、「内部監査の高度化」をテーマにした金融高度化セミナーを開催。

# 2008年6月

## 金融高度化セミナー「内部監査の高度化に向けて」を開催

— 300余りの金融機関、500名を超える内部監査人が参加。

### ■ 講演

#### 「内部監査の理解と高度化のポイント」

日本銀行 金融機構局 金融高度化センター 企画役 碓井 茂樹

#### 「三菱東京UFJ銀行の内部監査－監査の有効性向上と効率化を目指して」

三菱東京UFJ銀行 執行役員監査部長 倉内 宗夫 氏

#### 「CSAの発展と内部監査」

日本内部監査協会CIAフォーラムCSA研究会座長、  
プロティビティジャパン マネージングディレクタ 谷口 靖美 氏

#### 「内部監査の品質評価－次なる内部監査のステージへ」

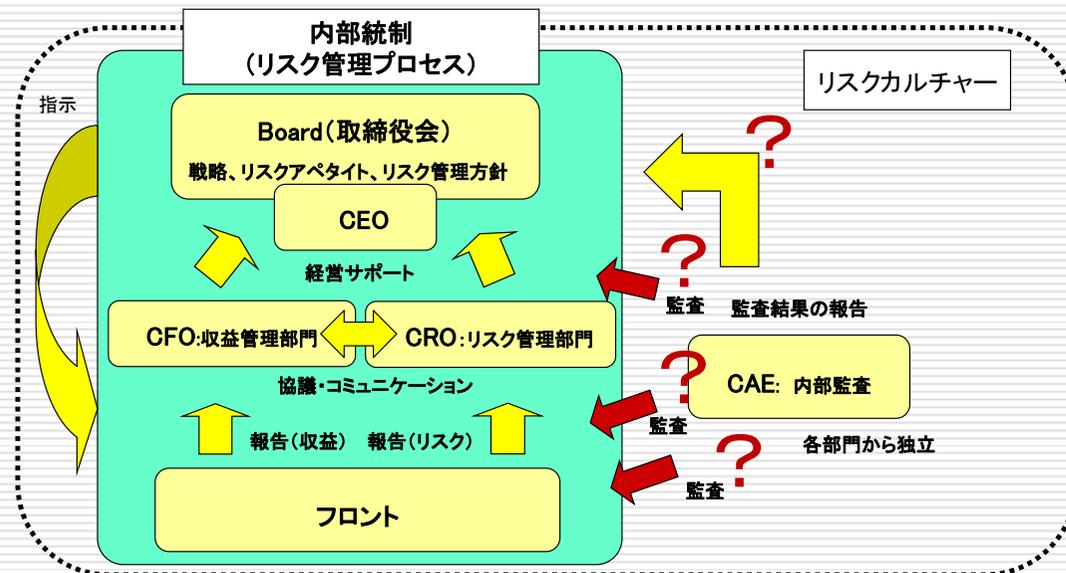
日本内部監査協会 主任研究員、  
IIA国際本部 品質評価委員会委員 森田 卓哉 氏

### ■ パネル 討議



# 金融危機の反省

- ◆ 金融危機が発生し、内外の金融機関は多額の損失を被った。
- ◆ このとき、内部監査部門は、リスク管理上の問題点を早期に発見し、改善を促すことができなかった。
- ◆ 金融危機後の国際的な議論の中で、改めてリスクベース監査の態勢整備が課題とされた。





## 「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」 2010年10月、バーゼル銀行監督委員会

### パラグラフ100

- 取締役会および上級管理職は、以下の方法によって内部監査機能を補強することにより、銀行のリスク管理や内部統制体制における問題を把握する能力を高めることができる。
  - ・ 内部監査人協会（IIA）が設定している基準など、国内的・国際的な基準に従うことを慫慂する。
  - ・ 監査および内部統制プロセスの重要性を認識し、その重要性を行内に周知する。
  - ・ 内部監査の指摘事項を適切なタイミングで実効的に活用し、指摘された問題点を早期に是正することを求める。
  - ・ 取締役会や上級管理職に提出されるリスク報告の質やリスク管理機能やコンプライアンス機能の実効性について、内部監査人の判断を求める。

# FSBテーマレビュー

## — リスクガバナンスの態勢強化の重要性

---

- ◆ リーマン・ショックから5年を経過した現在も、金融危機を繰り返さないために必要なリスクガバナンス態勢の整備に向けた国際的な議論は続いている。
- ◆ 2013年2月、FSB(金融安定理事会)は、リスクガバナンスに関するテーマレビューを実施、公表した。
- ◆ FSB(金融安定理事会)は、リスクガバナンスの構成要素として以下の3つをあげて、それぞれの強化を図ることの重要性を指摘。
  - (1) 取締役会(独立性、専門性の確保)
  - (2) 全社的なリスク管理機能(リスクアペタイト・フレームワーク)
  - (3) リスクガバナンスの独立した評価(監査、第三者評価)

# 金融モニタリングの基本方針

## 一 監督当局とのシームレスな対話の始まり

---

- ◆ 平成25事務年度に、金融庁は、金融危機を踏まえ、従来の「金融検査の基本方針」にかえて、シームレスに金融機関の経営実態を把握するためのモニタリングを強化することを決定し、「金融モニタリングの基本方針」として公表した。

# 金融モニタリングの基本方針

## ー ベスト・プラクティスを探る水平的レビュー

---

- ◆ メガバンクや地域金融機関等を対象にして、重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出、改善策の検討を行う「水平的レビュー」も開始した。
- ◆ 今後、金融庁は最低要件（ミニмумスタンダード）を求めるだけでなく、より優れた業務運営・最良慣行（ベストプラクティス）を促すために、金融機関との対話を重視する方針にある。

# 金融モニタリングの基本方針

## — 平成26年度は、オンオフの一体化がさらに進展

---

- ◆ 平成26 事務年度は、監督局・検査局の間で業務がさらに継続的かつ効果的に連携して行われるよう、監督方針と金融モニタリング基本方針を統合し、一つの方針を定めることとした。
- ◆ 監督局・検査局は、今後、この共通の方針の下、緊密に連携しながら、それぞれの役割を果たすことで、より効果的・効率的な監督・検査を目指す。
- ◆ なお、本方針は、平成26 年9 月時点での金融システムを取り巻く経済金融情勢等を踏まえて作成されたものであり、今後、必要に応じて見直すことがある。

# 具体的なモニタリングの取組み

## 1. オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化

- 監督局と検査局が共通の方針の下で緊密に連携しながらモニタリングを進め、金融機関の負担軽減を図る。

## 2. より良い業務運営に向けての建設的な対話の促進

- 金融機関との建設的な対話を通じ、金融機関が横並び意識を排し、自主的に創意工夫を凝らしながら、より優れた業務運営と顧客へのサービスの質の改善に向け、健全な競争が行われることを促進。

## 3. 国際的な連携の強化

- 金融機関業務のグローバル化や金融取引の国際化の進展を踏まえ、
  - 国際的な金融規制の議論に従来以上に積極的に貢献。
  - 各国当局との連携強化による、より効果的・効率的な監督。
  - 諸外国の監督の動向把握による金融庁自身の監督手法の継続的改善。

## 4. 関係者との対話の充実、情報収集の強化

- 金融機関のステークホルダー(株主、顧客、社外取締役、営業現場の職員、自主規制機関、地域社会等)との意見交換や情報収集。

## 内部監査部門は金融モニタリングの「窓口」になる

---

- ◆ 今後、金融モニタリングにおいて、情報収集や対話・意見交換の窓口となる内部監査部門の役割は一段と重要性を増す。
- ◆ 内部監査部門が経営課題を認識しているか、それを取締役会に的確に伝えているか、経営改善を促すだけの力を持っているかが重要となる。
- ◆ 金融庁は、内部監査が有効に機能していれば、監査結果に依拠して重要なリスクに焦点をあてた検査を行うが、反対に内部監査が有効に機能していなければ厳しい検査を行うとの基本スタンスにある。

## 2. 内部監査の定義：目的と機能・役割

---



### 定義（IIA、1999/6月）

- 内部監査は、組織体の運営に関し価値を付加し、また改善するために行われる、独立にして客観的なアシュアランスおよびコンサルティング活動である。
- 内部監査は、組織体の目標の達成に役立つことにある。
- このためにリスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性の評価、改善を、内部監査の専門職として規律ある姿勢で体系的な手法をもって行う。

# 内部監査の目的

## 組織体の経営に役立つこと

《内部監査の定義(IIA)におけるキーワード》



- 内部監査は、組織体の運営に関し価値を付加し、また改善するために行われる、独立にして客観的なアシュアランスおよびコンサルティング活動である。
- 内部監査は、組織体の目標の達成に役立つことにある。
- このために、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性を改善するために、内部監査の専門職として規律

## 内部監査の目的

## 経営に役立つ内部監査とは (内部監査の付加価値)

---

- ◆ 経営陣に対し、「安心感」を与える。
  - 内部統制の有効性を確認する(目標達成の合理的保証を与える)。
- ◆ 経営陣に対し、「警告」を発する。
  - 未対処のリスクを洗い出す(目標達成の阻害要因を特定する)。
- ◆ 経営陣、職員に対し、「リスク削減」への取り組みを促す。
- ◆ 経営陣、職員に対し、「業務の改善」への取り組みを促す。
- ◆ ステークホルダーに対し、「説明責任」を果たすことを可能とする。
- ◆ 「規範・ルールの遵守」状況を確認し、「違反・逸脱行為を牽制」(防止・抑制)する。

# 内部監査の機能

## 保証機能と提言機能

### 内部監査の機能

≪内部監査の定義(IIA)における定義≫



- 内部監査は、組織体の運営に関し価値を付加し、また改善するために行われる、独立にして客観的なアシュアランスおよびコンサルティング活動である。
- 内部監査は、組織体の目標の達成に役立つことにある。
- このために、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性の評価、改善を、内部監査の専門職として規律ある姿勢で体系的な手法をもって行う。

## 保証機能と提言機能

---

### ◆ 内部監査には、以下の2つの機能がある

#### ● 保証機能(アシュアランス)

- ・ 組織体の運営に関し、リスクの評価と内部統制の有効性を検証する。

#### ● 提言機能(コンサルティング)

- ・ 組織体の運営に関し、改善を図ることを目的に、コンサルティング、助言、ファシリテーション<sup>(注)</sup>、研修等を行う。
- ・ 多くの場合、提言機能は保証機能の延長線上にある。

(注)関係者を集め、問題点の共有、対応策の協議、実行の合意を図ること。

## 内部監査人の2つの側面

---

言い換えれば、内部監査人には、2つの側面がある。

- Whistle Blower : 内部統制の問題点を見つけて  
審判のように笛を吹く人
- Trusted Adviser : 内部統制の改善を提言する  
頼れるアドバイザー

---

## IIA「基準」の序(2004/1月改訂時に以下の文言を追加)

内部監査部門がコンサルティング・サービスを実施するにあたっては、内部監査人は客観性を維持すべきであり、また経営管理者としての責任を負ってはならない。

## 留意点

---

- ◆ 保証機能に加え、提言機能にどれだけ重点を置くかは、経営の考え方による。
- ◆ 内部監査部門が改善提案を行うことに対して組織的な承認が必要。
- ◆ 改善提案の採択・非採択に関する意思決定は経営陣、各業務部門の管理者が行う。
- ◆ 内部監査部門は客観性を維持すべきであり、経営陣の意思決定に関与しない。

## 内部監査の定義

---



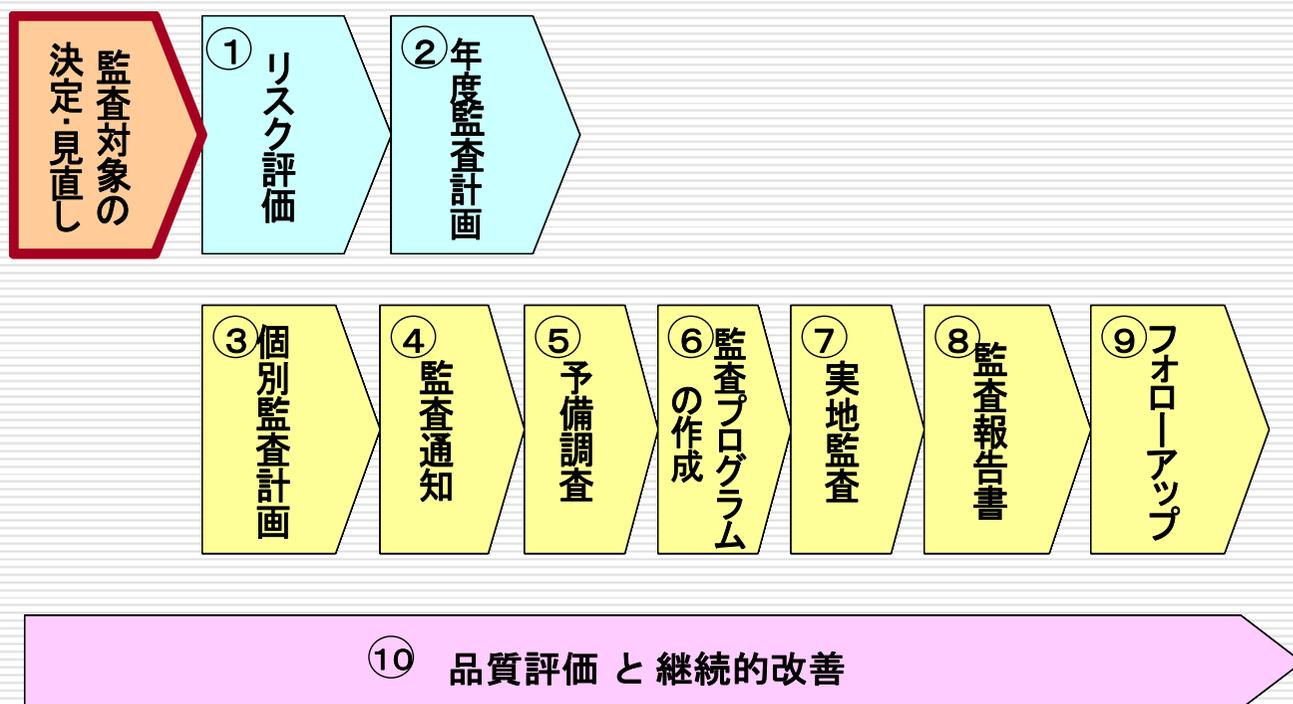
### 金融検査マニュアル 経営管理(ガバナンス))

- 「内部監査」とは、内部監査を受ける各業務部門の本部部門及び営業店等(以下、被監査部門等という。)から独立した内部監査部門が、被監査部門等における内部管理態勢の適切性、有効性を検証するプロセスである。
- このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。

- 
- ◆ 金融庁による内部監査の定義は、2001年の記載から変わっていない。内部監査は改善提案を行ってよいというのが基本的な考え方。
  - ◆ ここへきて、金融機関の自律的な「経営改善」を図るため内部監査機能の強化を求める姿勢がより鮮明に。

### 3. リスクベース監査の実践

- ◆ 多くの金融機関が、リスクベース監査を実践している。
- ◆ リスクベース監査の実践の中で、様々な課題がみえてきた。



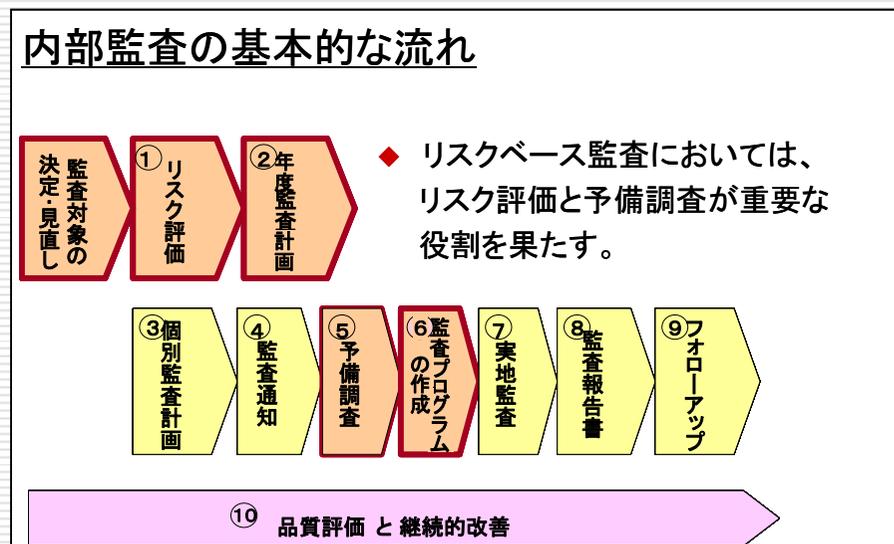
## 重要なリスクへの監査資源の集中

(監査計画の策定)

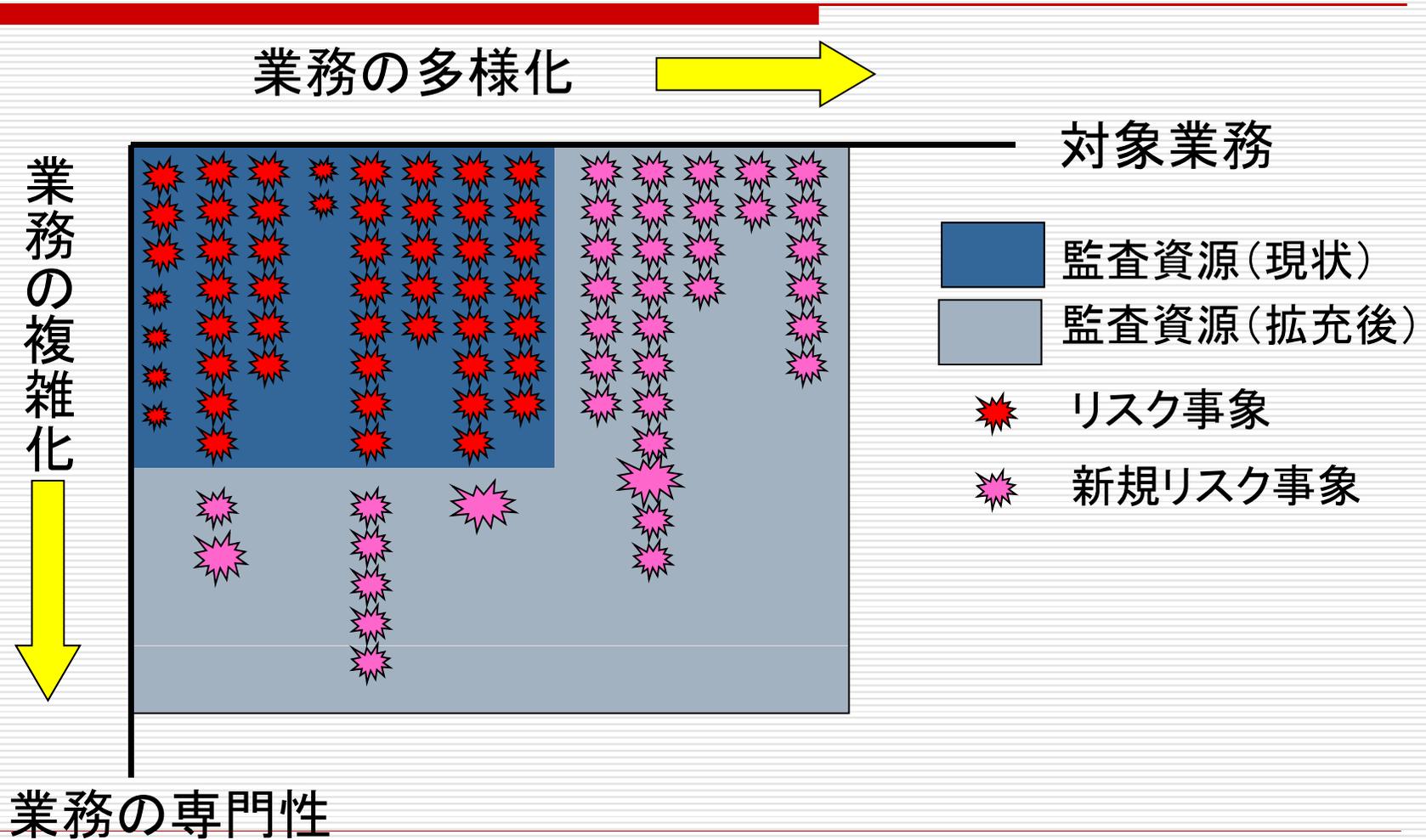
- ◆ リスク評価に基づいて、内部監査部門全体のマンパワー（投入人員、日数）を、どの監査対象に重点配分するかを決定する。

(監査プログラムの作成)

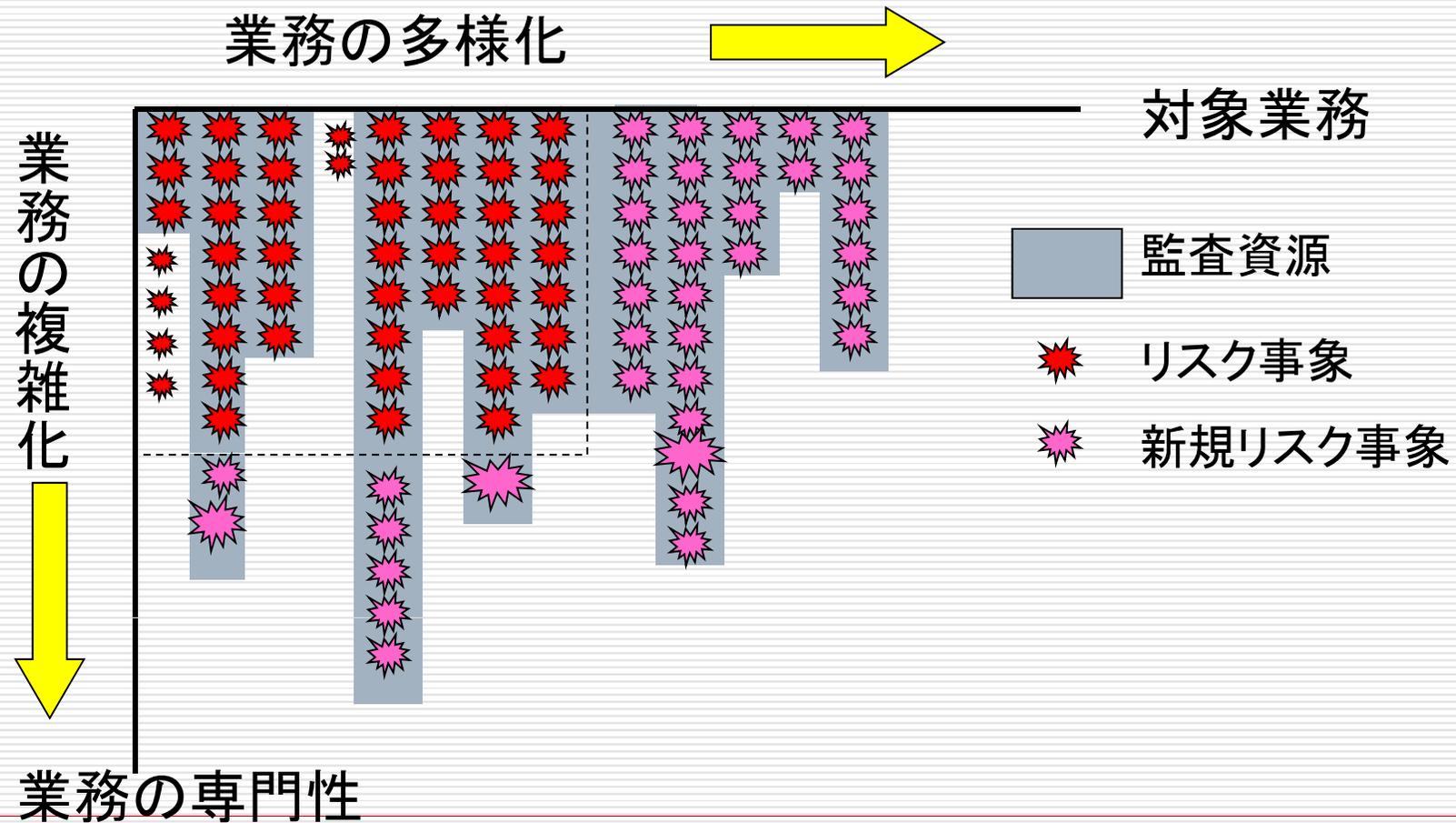
- ◆ 予備調査に基づいて、監査チームのマンパワー（投入人員、日数）をどの監査項目に重点配分するかを決定する。



- ◆ 業務の多様化、複雑化に悉皆的に対応しようとする、監査資源の投入を大幅に増やさなければならない。



- ◆ 監査資源には限界があるため、リスクベースで投入・配分するのが有効かつ効率的。



## (1) リスク評価、監査計画の策定

---

- ◆ 主要な本部各部門は年1回の頻度で、また、営業店も概ね年1回の頻度で監査を行う計画としている金融機関が多い。
- ◆ 投入人員も、実際、本部各部門や営業店の規模で、大枠は決まっている。
- ◆ リスクベース監査を実施するために、リスク評価のマトリックスの精緻化に取り組んだが、精緻なリスク評価を行うことに意味があるのだろうか。

- 
- ◆ リスクベース監査では、リスク評価のマトリックスを精緻化することに意味があるのではない。
    - 監査周期を決めるだけであれば、リスク評価指標は少数に絞り込むことも可能。
    - 評価指標を増やしすぎたり、評点の平均値をみるのでは、リスク評価結果の変化が乏しく、かえってメリハリがつかないこともある。

---

◆ むしろ、具体的に何を監査するのか、監査要点は何か、をイメージできるリスク評価を行うべき。

— 主要な本部各部門は年1回の頻度で監査を行い、営業店も概ね年1回の頻度で監査を行っているとは言うが、本当に重要なリスクをターゲティングできているのか。

## (例)リスク評価マトリックス

被監査部署	総合		経営管理態勢			コンプライアンス態勢			顧客保護等管理態勢			統合的リスク管理・自己資本管理態勢			信用リスク管理・資産査定管理態勢		
	結果値	リスク	固有リスク	コントロール	残存リスク	固有リスク	コントロール	残存リスク	固有リスク	コントロール	残存リスク	固有リスク	コントロール	残存リスク	固有リスク	コントロール	残存リスク
〇〇部	70.00	特大	特大	B	大	特大	B	大	中	B	小	特大	B	大	中	B	小
××部	60.00	大	大	B	中	大	B	小	中	B	小	特大	B	大	特大	B	大
▲▲部	40.00	中	大	B	中	特大	A	小	特大	B	大	無		無	小	B	小
■部	30.00	中	中	B	小	中	B	小	特大	A	中	小	B	小	無		無
〇〇会社	15.00	小	小	B	小	中	B	小	無		無	無		無	小	B	小
××会社	10.00	小	中	B	小	小	B	小	大	B	中	無		無	無		無

店名	自店処理事務量		貸出稟議件数		要注意先以下貸出先数		個人預り資産残高		...	固有リスク 指数	前回監査			不備発生件数	事故防 加算	モニタリング 反映	...	管理リスク 指数	総合リスク 指数
	件数	リスク値	件数	リスク値	先数	リスク値	残高	リスク値			経過日数	評点	リスク値						
〇〇支店	32	4.71	46	0.88	56	1.51	67	7.76		25.01	494	(84)	21.73	11.50	5.00	2.00		40.22	58.59
◎◎支店	49	7.21	37	1.13	56	2.19	60	7.91		29.68	289	(79)	13.87	20.00		3.00		36.87	57.75
◎△支店	31	4.56	155	1.31	195	3.00	79	4.58		22.35	240	80	10.97	5.74	15.00	6.50		38.21	55.73
△△支店	40	5.88	38	1.16	60	2.35	64	7.89		28.69	324	(80)	14.81	16.01		3.50		34.33	54.04
△口支店	38	5.59	81	1.37	120	3.04	67	5.69		25.81	282	(80)	12.89	7.68	5.00	3.00		28.58	49.21
〇×出張所	42	6.18	118	1.39	148	2.55	58	4.03		22.12	359	80	16.41	9.52		5.00		30.93	46.63
△〇支店	31	4.56	65	1.98	74	2.90	29	4.44		23.20	457	81	19.85	8.35		1.00		29.19	46.44
....																			



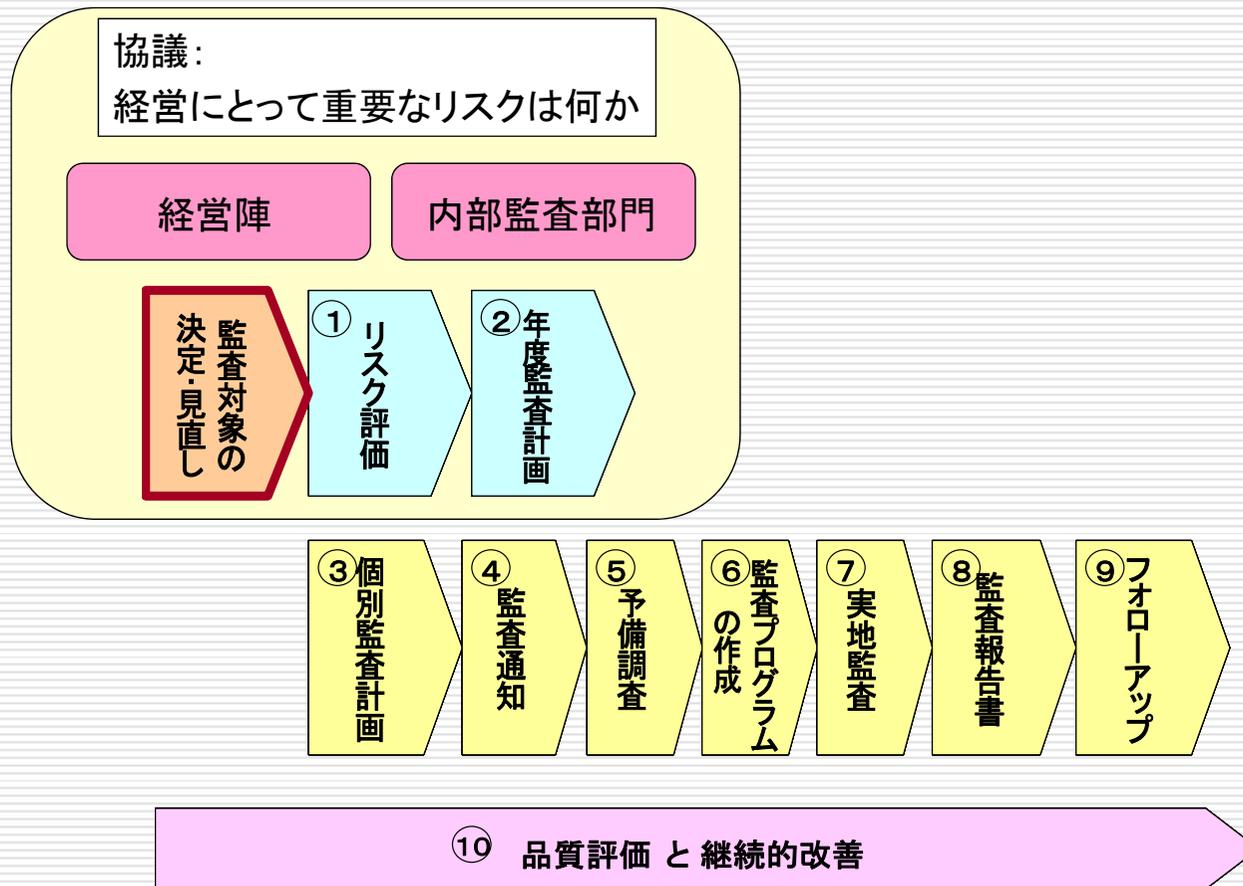
- 
- ◆ したがって、経営陣のリスク認識を聴取したり、オフサイト・モニタリングで観察された事項などを、リスク評価、監査計画に反映させることが重要。

## トップダウン・アプローチ： 経営陣のリスク認識を監査計画に反映する

---

- ◆ 経営陣と内部監査部門長が、定期的に協議の場を持つ金融機関が増加。
  - 少なくとも、多くの金融機関は、監査計画を策定する前に内部監査部門長は経営陣に面談・協議を申し入れ。
  - 最近では、毎月、内部監査部門長が経営陣に面談・協議を申し入れる先も増えている。
- ◆ トップダウンで、経営にとって重要なリスクは何かを洗い出し、監査計画に反映するのがポイント。
  - 拠点・業務別の定例監査のなかでみるのか、テーマ監査を実施するのかを検討する。

# 経営にとって重要なリスクは何か



## ボトムアップ・アプローチ： オフサイト・モニタリング結果を監査計画に反映する

---

- ◆ ボトムアップのリスク評価を監査計画に反映させるため  
オフサイトモニタリングを強化する金融機関も増加。
  - 前回監査指摘の改善状況
  - CSA、自店検査・自己点検の結果
  - 各種リスク指標の推移
  - 事件・事故、苦情・顧客トラブルの発生状況
  - 事務量の変化、人員配置、異動、採用・退職状況
  - 規程・マニュアルの改廃
  - 経営会議・各種委員会の討議資料、稟議書
  - 各種会議へのオブザーバー出席

## オフサイトでの情報収集を強化する

---

- ◆ 内部監査の都度、情報・資料を「集める」のではなく、普段から情報・資料が「集まる」態勢を整備する。
  - 経営陣宛ての稟議書、重要報告
  - 規程・マニュアルの改廃
  - 各部店宛ての通知 など
- ◆ 内部監査部門長、担当者が分担して諸会合にオブザーバー出席して広く経営情報を収集する。
  - 役員部長レベルの会合だけでなく、実務者クラスの会合にもオブザーバーとして出席する。
  - そのためには、組織文化を変えることも必要になる。

## オフサイトモニタリングのRM担当を置く

---

- ◆ オフサイトモニタリングを強化するには、本部各部のRM担当者を置くのが有効。
  - オフサイトモニタリングの専担者を置くケースと  
オンサイトの監査要員が兼務するケースがある。
- ◆ RM担当者は、本部各部の業務内容やその変化をフォローして、記録を残す。
  - 担当者レベルのメモ書き・箇条書きレベルからはじめ  
データベース化、共有化を目指す。

## (2) 個別監査の実施

---

- ◆ リスクベース監査といっても、拠点別、リスクカテゴリー別、テーマ別など様々な手法がある。
- ◆ 実際に、どのような手法が有効なのか。

## 実践事例(①拠点別)

---

- ◆ どの業態でも適用可能なオーソドックスな手法。
- ◆ 拠点別にリスク評価(H、M、L)を実施し、内部監査の計画を策定。
- ◆ リスクが大きいと認められた部署(H)の内部監査を、原則、年1回の頻度で実施。
- ◆ 営業店の内部監査(フル監査)は、原則、3年に1回の頻度で実施。
  - 上記とは別に、監査項目を絞った「抜き打ち監査」を全営業店につき、年1回実施する。

## 実践事例(①拠点別)

---

- ◆ 監査項目について、リスクベースで絞り込みを行う。
- ◆ しかし、はじめからリスクベースで監査項目を絞り込むのは難しい。
- ◆ 繰り返し内部監査を行うなかで、重要なリスクの洗い出し、監査要点の絞り込みのスキルを向上させればよい。  
⇒ 個別監査を実施しながら、リスク評価シート(スライド39を参照)の作成を進めていくのが現実的。

## 実践事例(②リスクカテゴリー別)

---

- ◆ 大規模で複雑な業務を行う金融機関に適した監査手法。
  - 中小規模の地域金融機関ではメリットが少ない。
- ◆ 本部各部の内部監査を、リスクカテゴリー別に組織横断的に実施する。
  - リスクカテゴリーに属さない監査項目もあるため、拠点別監査も行う必要がある。

## 実践事例(②リスクカテゴリー別)

---

- ◆ リスクが大きいと認められた監査項目を重点検証する。
  - 金融検査マニュアルに従って形式的に監査を行ってもリスクベース監査にはならない。
  - 重要なリスクの洗い出し、監査項目の絞り込みのスキルが必要なことは同じ。

## 実践事例(③テーマ別)

---

- ◆ テーマ別監査は、取り扱う業務が短期間で変化する業態には極めて有効。
- ◆ 監査テーマをリストアップし、リスクが大きいと認められた監査テーマを優先的に実施する監査手法。
- ◆ 経営陣の意向を踏まえてテーマ選定するので、付加価値が高い。
- ◆ 一方、全業務・拠点を一定期間内に監査を完了したか、「星取り表」などを作成して確認する必要がある。
  - 業務に変化が少ない金融機関では、テーマ別監査は補完的に実施するのがよい。

## 「星取り表」(イメージ)

	業務1	業務2	...	拠点1	拠点2	...
テーマ1 (200X/X月)	○				○	
テーマ2 (200X/Y月)	○	○		○		
テーマ3 (200X/Z月)		○		○		

## 営業店監査と本部監査の連携を図る

---

- ◆ 営業店監査の不備・指摘事項を、営業店だけの問題としてとらえず、経営管理プロセスの全体像をみて、問題を把握することが重要。

- 営業店の不備・指摘事項の背景には、本部の規程不備や指示ミスなどがないか。

(事例)

- ・ 営業店監査の監査証拠(不備・指摘事項)を、本部監査にすべて引き継ぎ
- ・ 本部監査のチームが、営業店をサンプル抽出して、臨店調査を実施

## 環境変化に対応した予防的な内部監査の実施

---

- ◆ この間、RM担当者の配置などオフサイト・モニタリングを強化しながら、従来、年度初に実施していたリスク評価を、半期、四半期、月単位で行うなど「継続的なリスク評価」に取り組む金融機関が増加している。
- ◆ こうした金融機関では、内外の環境変化を踏まえて、リスクが顕在化する前に監査スケジュールを組み換えたり、機動的な監査を実施するなど「予防的な内部監査」態勢の整備に注力し始めている。

### (3) 監査結果の報告とフォローアップ

---

- ◆ 経営の自律的な改善を図るためには、重要な問題点について経営陣向けの報告書に記載する必要がある。
  - リスクの軽重に関する判断なく、経営陣向けの報告書にすべての指摘事項を列挙するのは避ける。
- ◆ 内部監査では、問題点を指摘するだけでなく、改善提案を行ったり、その改善状況をフォローアップすることが重要。
  - とくに、重要な問題点に関しては、書面報告だけではなく、フォローアップ監査を行うなどして、必ず改善が図られたことを確認する。

## エグジット・ミーティングでの組織的な合意形成

---

- ◆ 個別監査のエグジット・ミーティングにおいて、当該部署と指摘事項を確認するだけでは不十分。
- ◆ エグジット・ミーティングには、関連本部などにも出席を求めて、問題点の共有、対応策の協議、実行の合意を形成することが重要。
- ◆ 対応策は、内部監査部門が提案してもよいし、当該部署、関連部署に検討させてもよい。

# エグジット・ミーティングの活用

内部監査部署  
(ファシリテーター)

営業店  
(監査対象部署)

関係本部A

関係本部B



リスク管理部署  
(改善指導部署)

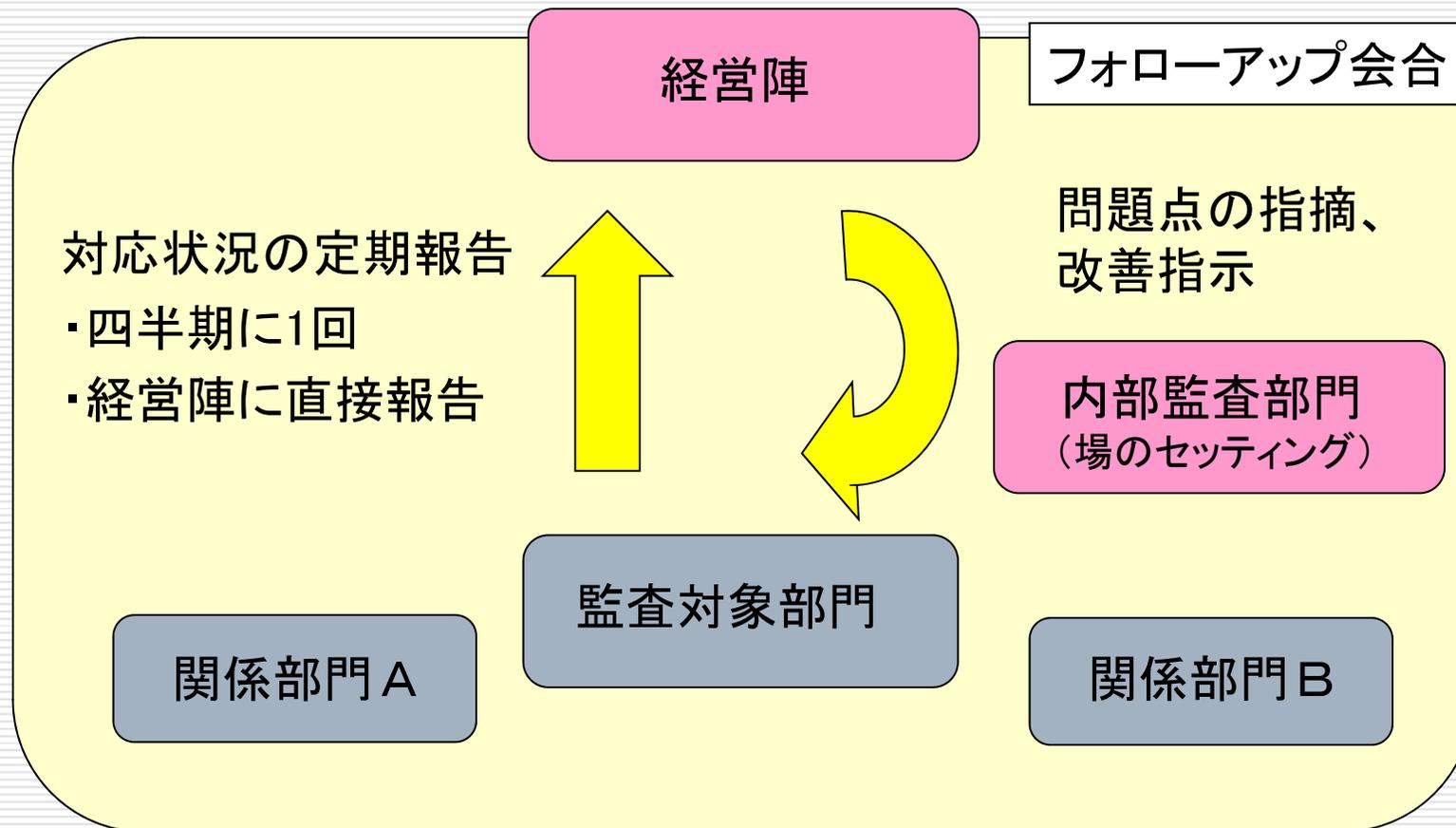
問題点の共有、対応策の協議、  
実行の合意

## 経営陣の関与

---

- ◆ 内部監査の指摘事項を受け止めて、自律的な経営改善を図る責任は、経営陣にある。
- ◆ したがって、経営陣は、フォローアップの書面報告を受けるだけでなく、当該部署や関連部署に改善を促すなどの姿勢が求められる。
- ◆ 経営陣に対して、監査対象部門が改善状況を直接報告するフォローアップ会議を開催する金融機関が増加。

## フォローアップ会議の開催：経営陣の関与



## 4. 専門的能力の確保

---

- ◆ 専門的知識や監査スキルが不足しており、本部監査を行ううえでネックとなっている、との声も聞かれる。

(内部監査人に求められる専門的知識)

- 監査基準、監査手続、監査技術
- 内部統制のフレームワーク
- 会計、財務、税務
- 法律、制度、バーゼル規制
- システム、ビジネスモデル
- 金融工学、リスク計測手法等

- 
- ◆ 内部監査部門全体として、専門的能力が不足する場合、以下のような対応をとる先が増えている。
    - 専門知識・スキルのある人材の手当て
      - ー リスク管理部署からのコンバート
      - ー 社内公募、中途採用、社内トレーニーの受け入れ
    - CSA(コントロール・セルフアセスメント)の活用
      - ー 市場業務などで、CSA評価結果にもとづき、監査プログラムを策定
    - 外部専門家との共同監査(コ・オーディット)
      - ー モデル監査、システム監査などで共同監査を実施し、専門知識・スキルを吸収

## (参考)CSA(コントロール・セルフアセスメント)の活用

- ◆ 監査対象部署に対して、内部監査部門が下表のようなリスク・コントロールマトリックスの作成を依頼。
- ◆ 担当部署による自己評価の結果を、監査プログラムの作成に活用する。

項目	リスク内容	固有リスク			管理プロセス	残余リスク		
		影響度	発生頻度	評価	有効性の評価	影響度	発生頻度	評価
	市場取引のオペミス	大	大	大	概ね有効	大	中	中
	市場運用の損失隠し	大	低	中	有効	大	低	小

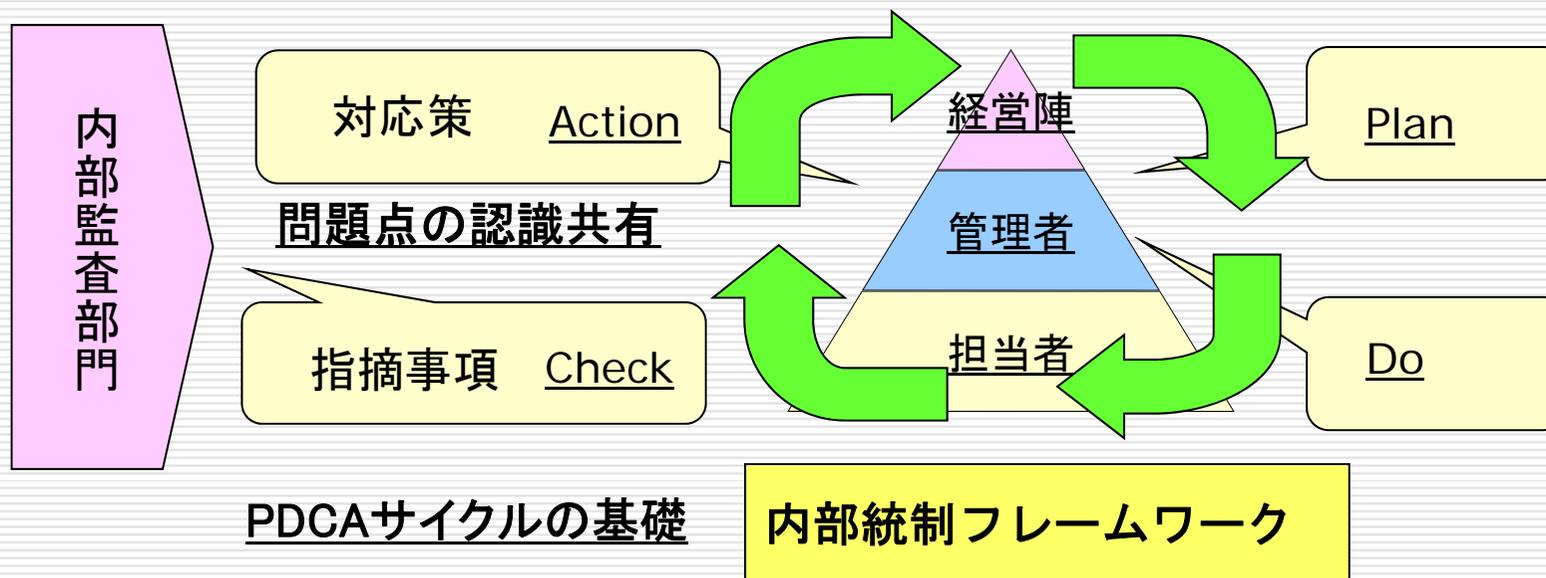
## 外部セミナーの活用 理論と実践事例に学ぶ

---

- ◆ 専門性が不足しているため、本部監査では、結局、本部業務を「なぞる」だけで終わっており、経営の「改善を促す」ような付加価値の高い監査はできていない。
- ◆ 経営の「改善を促す」ためには、理論と実践をバランスよく学ぶ必要がある。
- ◆ とくに、外部セミナーを通じて、他の金融機関における高度な実践事例に触れることは、「経営の視点」と「高い専門性」を身に付けるうえで役立つ。
- ◆ 内部監査人の在籍年数は決して長いとは言えない。内部監査人の能力向上のためには、組織的な支援が必要。

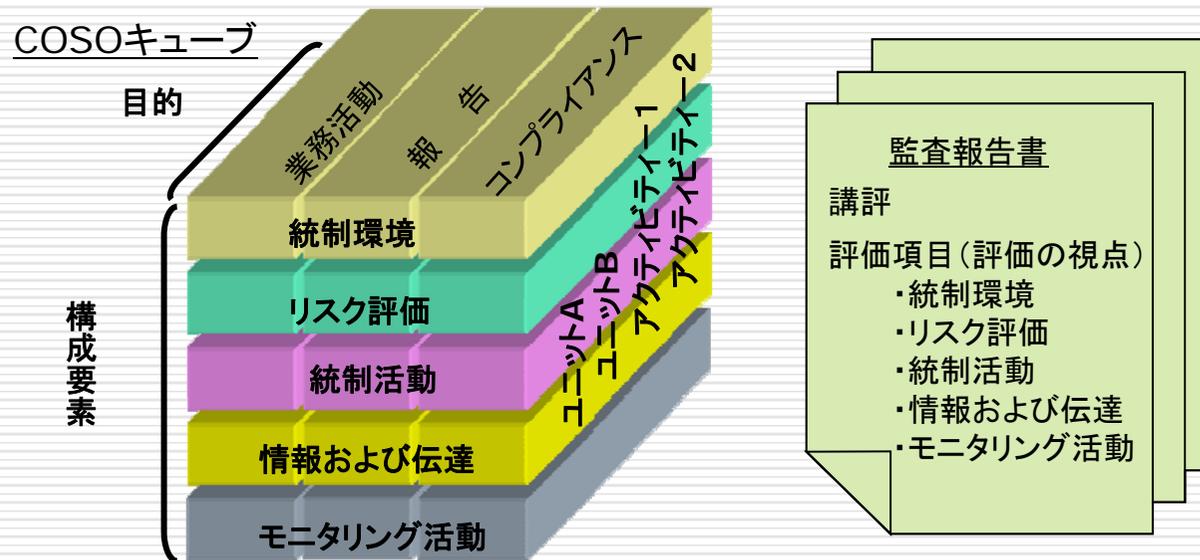
## 5. 内部統制フレームワークの共有

- ◆ 内部統制フレームワークを組織内で共有することにより、内部監査の指摘事項について関係者の理解が深まり、組織全体で改善に向けた前向きな取り組みが促される。



# 内部統制フレームワークの共有事例①

- ◆ 業務が多様化する中で、経営陣(とくに監査委員会や社外取締役等の外部者)が、監査報告書を内部統制の構成要素にしたがって記載するように要請するケースが増加。



## 内部統制フレームワークの共有事例②

- ◆ 日頃、職員が参照する機会の多い「**規程・マニュアル類**」と「**プロセス・チャート図**」、「**リスク・コントロールマトリックス**」を電子化。
- ◆ この「**3点セット**」を、常時、行内ネットワークで閲覧可能な体制を整備して、各業務に従事する役席・担当者の**リスク認識や内部統制に関する意識の向上を促す**金融機関もみられる。



## 内部統制フレームワークの共有事例③

---

- ◆ 内部統制に関して役職員を教育するため、内部監査の指摘事項の還元だけでなく、内部統制や内部監査の基礎知識を行内ポータルに掲載したり、「監査ニュース」として配信。

## 6. 内部監査の品質評価・改善

---

- ◆ 内部監査の品質評価を通じて、内部監査の改善（レベルアップ）を促すことも、経営陣が果たすべき重要な役割。
- ◆ 内部監査の品質評価では、IIA基準や金融検査マニュアルへの準拠状況をチェックするが、その目的は、そのことを通じて、内部監査部門のレベルアップを図ることにある。

# 内部評価と外部評価

---

## (内部評価)

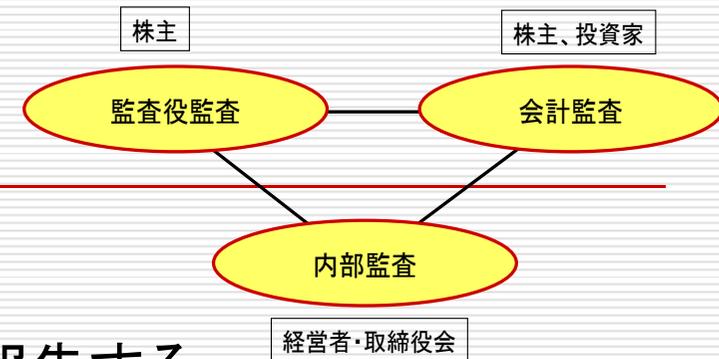
- ライン責任者による監査報告書・調書のチェック
- ライン外のレビュアーによる監査報告書・調書の定期的評価
- 監査対象部門によるアンケート調査の実施

## (外部評価)

- 外部専門家による定期的評価
- 外部専門家による自己評価の定期的検証

※ IIA基準では、少なくとも5年に1回の外部評価も実施を求めている。

## 7. 他の監査との連携強化



### (監査役監査と内部監査)

- ・ 内部監査の計画、結果は監査役に報告する。
  - 内部監査部門は監査役から直接の指揮命令を受けるものではないが、監査役は内部監査の計画、結果を評価する立場にある。
  - 内部監査の結果、経営者・取締役に係る問題があれば、原則、監査役に報告する。監査役は、必要に応じ検証を行う。

### (会計監査人監査と内部監査)

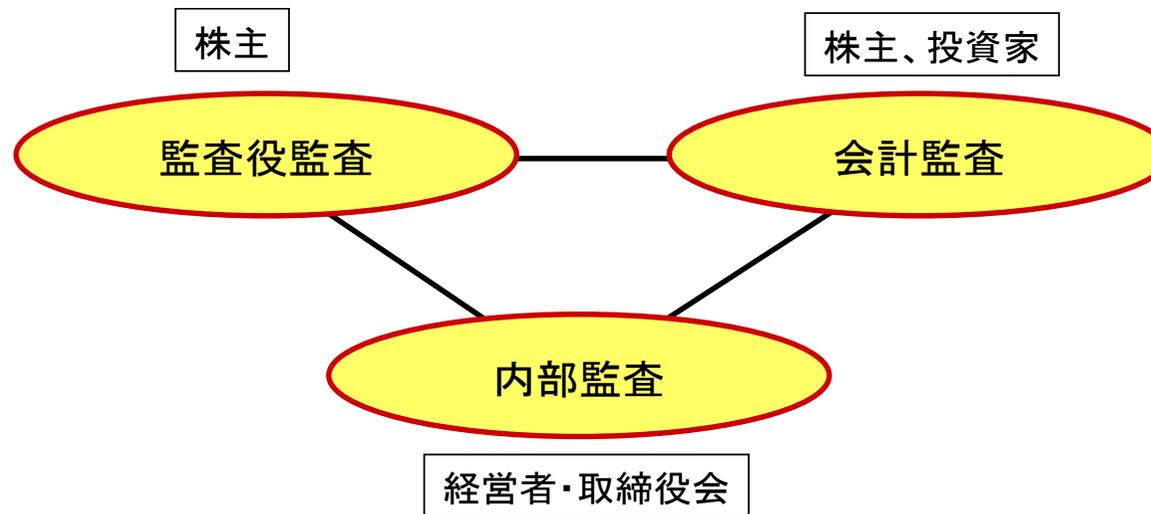
- ・ 会計監査の結果、内部監査の結果を共有する。
- ・ 監査の目的、視点は異なるが、無用な重複を回避して、効率的かつ有効な監査を行う。

## ➤ 監査役監査

- ・ 法定監査(会社法)
- ・ 主に株主のために行う監査
  - 経営者・取締役の職務執行に違法性はないか
  - 計算書類、事業報告や会計監査報告は適正か

## ➤ 会計監査

- ・ 法定監査(会社法、金融商品取引法)
- ・ 主に株主、投資家のために行う監査
  - 計算書類、財務諸表が適正に作成されているか
  - 財務報告に係る内部統制に関する経営者の評価結果は適正か



## ➤ 内部監査

- ・ 任意監査(法律による定めなし)
- ・ 経営者・取締役会のために行う監査
  - 経営目的の達成を阻害するリスクがどこにあるか
  - 有効なコントロール活動が組織的に行われているか

## 監査役の機能度をみるポイント

---

- 監査役室のスタッフは何人いますか？
- 監査役会の資料を、事前に配布していますか？
- 社外取締役、社外監査役には、取締役会の議題に係る資料を事前に配布していますか？必要に応じ、事前に説明を行っていますか？
- 監査役は、会計監査人、内部監査人と定期会合を持っていますか？
- 定期会合は、どのくらいの頻度で開催していますか？
- 定期会合では、監査計画や監査結果を報告していますか。監査役はどのような意見を述べますか？
- 監査役は、監査法人から、公認会計士・監査審査会検査結果を入手していますか？
- 監査役は、取締役会、監査役会で、どのような発言(質問)をしていますか？

## 三様監査 連携の限界

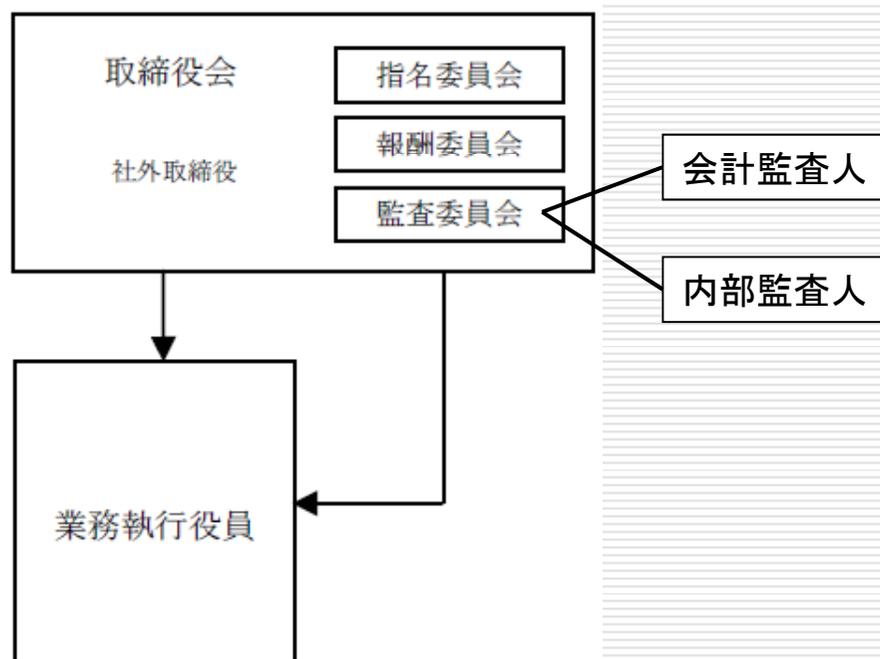
---

- ◆ グローバル・スタンダードでは、経営者不正や重大な不祥事の調査を行うのは、社外取締役・監査委員と、その直接指揮・命令を受ける内部監査部門であると位置づけられている。
- ◆ 社外取締役・監査委員が内部監査部門長の人事権と内部監査部門の予算権を持っているため、内部監査部門は経営者を監査対象とすることができるほか、経営者から独立して監査機能を発揮することができる。
- ◆ 日本では、内部監査部門は、経営トップの指揮命令下にある。内部監査部門長の人事権と内部監査部門の予算権は、事実上、経営トップが有している。
- ◆ このため、日本では、経営者を監査対象とすることは通常考えられない。経営者不正や重大な不祥事が起きたとき、監査役と経営者は対立するため、内部監査部門と監査役の連携は困難となる。

# グローバル・スタンダードとの乖離

## 委員会設置会社

### — 社外取締役が主体

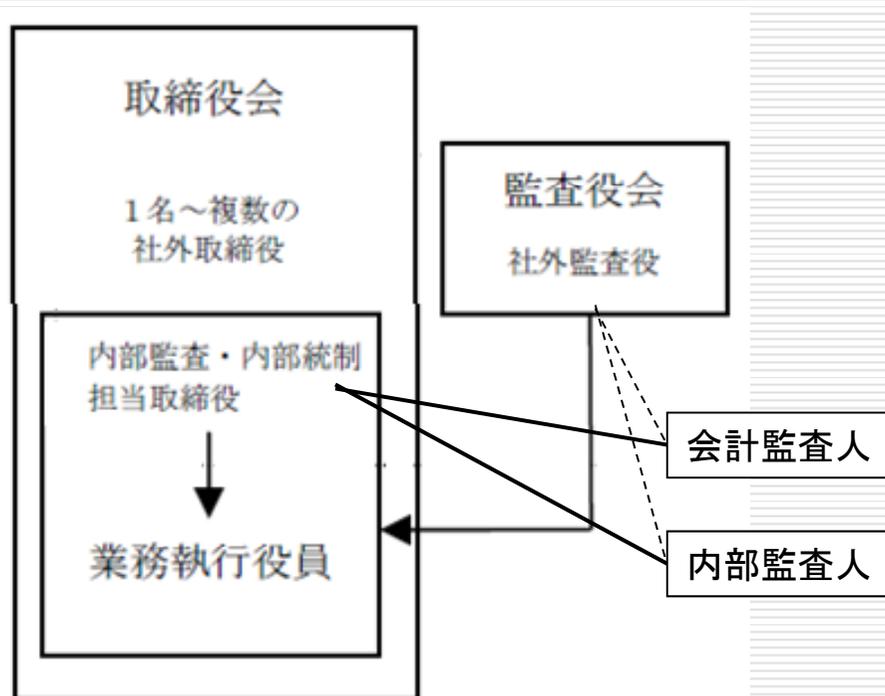


- ・内部監査部門は、監査委員の直接指揮命令下にある。
- ・監査委員が、内部監査部門長の人事権、内部監査部門の予算権を持つ

# グローバル・スタンダードとの乖離

## 監査役設置会社

### — 社内取締役が主体



- ・内部監査部門は、経営者の直接指揮命令下にある。
- ・経営者が、内部監査部門長の人事権、内部監査部門の予算権を、事実上、持っている。
- ・監査役と内部監査部門は、連携関係にあるにすぎない。

監査役の英文名称は、かつてKansa-yaku、Corporate Auditorであったが、海外では全く理解されなかった。最近、新名称 Audit & Supervisory Board Member に変えて、多少は通じるようになった。

## 8. 内部監査の将来展望

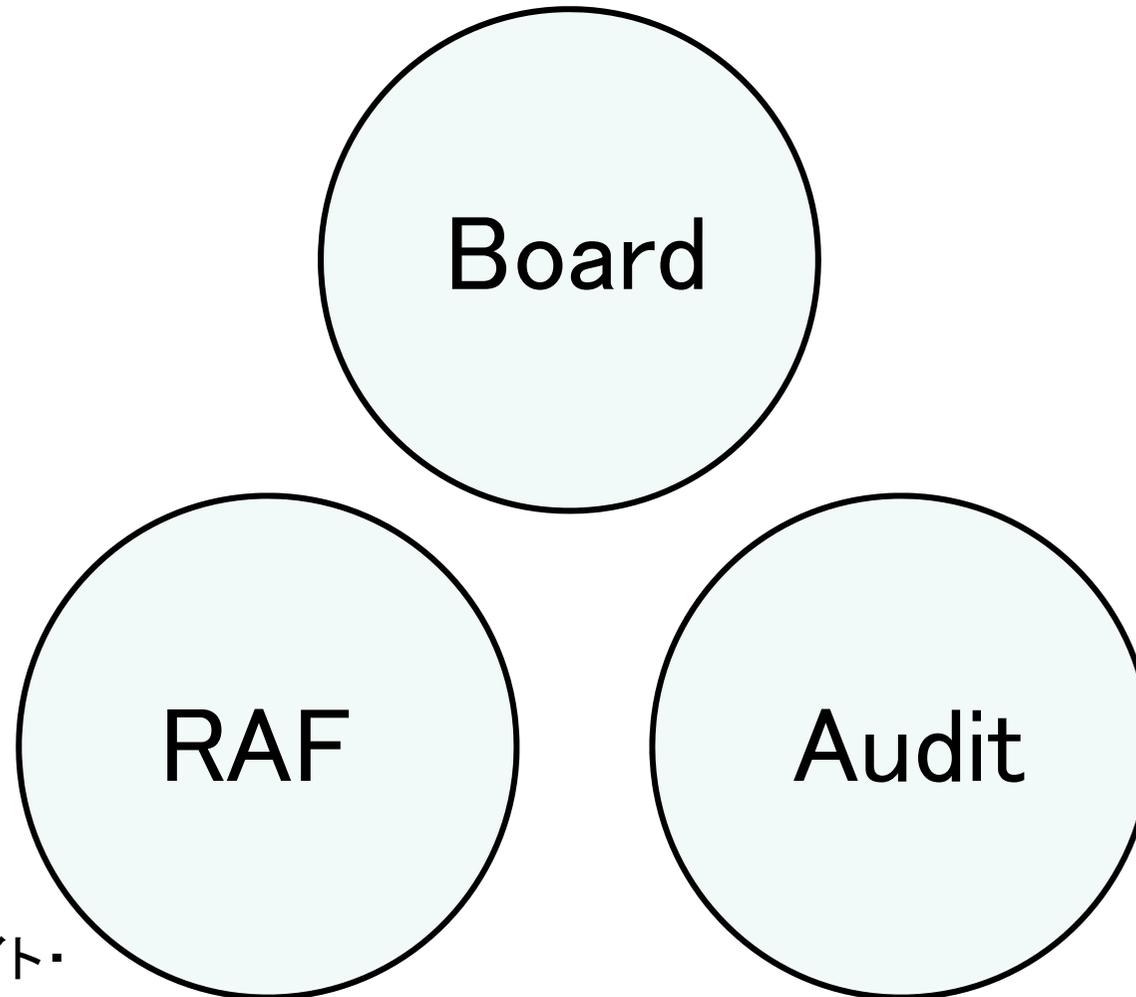
---

- ◆ 金融危機後の国際的な議論のなかで、改めて内部監査はリスクガバナンスの重要な要素として位置付けられるようになった。
- ◆ 海外の先進的な金融機関では、「独立性と専門性を兼ね備えた取締役」が「充実した監査スタッフ」を直接、指揮命令して、経営者による事業活動を監視・検証することで、誤った「組織の論理」や「リスクーな経営戦略」などの採用を防ぐというのが基本的なスタンス。

- 
- ◆ このとき、「リスクアペタイト・ステートメント」があれば、それらを評価基準にして、経営方針に反していないか、あるいは、内部統制プロセスが統合的に設計され、運用されているか、などの観点から監視・検証を行うことが容易になると考えられている。
  - ◆ 強固なリスクガバナンスを確立するためには、①取締役会の独立性・専門性の確保、②リスクアペタイト・フレームワークの構築、③監査機能の充実に同時に取り組むことが必要。

# 強固なリスク・ガバナンスを確立するには・・・

取締役会の独立性・専門性の確保



リスクアペタイト・  
フレームワークの構築

監査機能の充実 79

## 金融庁監督指針 2014年7月

---

- ◆ 会社法改正や東京証券取引所の上場規則改正の動きを踏まえて、平成25年12月、「金融・資本市場活性化有識者会合」において、上場銀行及び銀行持株会社は、その高い公共性に鑑み、監督上、独立性の高い社外取締役の導入を促すことが必要との提言があった。
- ◆ 金融庁では、上場銀行及び上場銀行持株会社における経営管理(ガバナンス)態勢について、監督指針の改正を行うことを公表した。
  - メガバンクには、委員会設置会社への移行検討を促し、地域銀行には、社外取締役の設置を義務付ける方向性を打ち出した。

## 取締役会・監査役会の変革が内部監査の位置付けを変える

---

- 取締役会・監査役会(Board)が変革され、社外取締役・社外監査役の機能度が上がり始めると、内部監査の位置付けが大きく変化していく。
- 内部監査部門は、現状、経営トップのためにリスクマネジメント(内部統制)の有効性を評価し、改善を図るという位置付けにあるが、今後は、社外取締役・社外監査役とともに、経営トップの執行状況を評価する役割を担うようになっていく。
- 内部監査人としても、社外取締役・社外監査役を通じて、株主、顧客、監督当局など外部ステークホルダーの視点を今まで以上に、強く意識する必要がある。

## 金融庁監督指針 経営管理(ガバナンス)態勢

### 【主要行等・中小金融機関向け共通】

- ・ 取締役の選任議案の決定に当たって、少なくとも1名以上の独立性の高い社外取締役が確保されているか。

### 【主要行等向け】

- ・ グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)に選定された銀行持株会社においては、例えば、その組織体制を委員会設置会社とする、あるいは、当該銀行持株会社の主要な子銀行については、非上場であっても、取締役の選任議案の決定に当たり独立性の高い社外取締役を確保するなど、その規模、複雑性、国際性、システミックな相互関連性に鑑み、より強固な経営管理(ガバナンス)態勢となっているか。

## 会社法改正を巡る動き

- 会社法改正に向けて、法務省法制審議会では2010年4月から議論を開始。2013年11月に改正案が国会提出され、2014年6月に成立した。
- 会社法改正案において、社外取締役を置いていない場合の理由の開示に係る規定が新設された。
  - 公開・大会社である監査役会設置会社かつ有価証券報告書提出会社が社外取締役を置いていない場合には、定時株主総会等において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。
- また、改正案の附則において、法律の施行から2年後に、社外取締役を置くことの義務付け等について検討を行い、所要の措置を実施する旨の検討規定が盛り込まれた。
- 監査等委員会設置会社の制度も創設された。

## 社外(独立)取締役の設置

---

東京証券取引所の上場規則の改正 2014年2月施行

- 上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない旨の規程改正を実施。

金融・資本市場活性化有識者会合」の提言 2013年12月

- 質の高い企業統治を実現するためには、本年11月に国会へ提出された会社法の一部改正法案や2014年2月に実施予定の東京証券取引所の上場規則改正案を踏まえ、社外(独立)取締役の導入促進を図るべきである。  
また、こうした動きを踏まえ、金融機関に対する監督においても、上場している銀行及び銀行持株会社について、独立性の高い社外取締役の導入を促すことが必要である。

---

## (参考) 金融庁検査結果事例集

- 
- A. 「自律的な経営改善」に関する事例
  - B. 「役員、監査役の機能度」に関する事例

## A. 「自律的な経営改善」に関する事例

---

- ◆ 金融庁検査では、内部監査部門が、金融機関の経営課題を認識しているか、それを取締役会に的確に伝えているか、そして、経営改善を促すだけの力を持っているかを検証している。
- ◆ 金融庁では、内部監査が有効に機能していれば、監査結果に依拠し、重要なリスクに焦点をあてた検査を行うが、内部監査が有効に機能していなければ、組織全体を対象に厳しい検査を行うとしている。
- ◆ 今後、金融モニタリングにおいて、金融庁の情報収集や対話・意見交換の窓口となる内部監査部門の役割は一段と重要性を増す。

## 金融庁検査結果事例集

---

- 内部監査部門が、本部各部署に対して、指摘に共通する問題を改善するための提言を行っていない等の事例

【業態等】 地域銀行、中小規模

【検査結果】 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、営業店に対する監査結果を常務会へ報告するとともに、営業店において認められた問題点について、各業務の所管部署による対応が必要な場合には、該当する本部各部署に対して指摘・提言を行うこととしている。

こうした中、複数の営業店において、同様の監査指摘が行われている実態があるにもかかわらず、同部門は、本部各部署に対して、これらの指摘に共通する問題を改善するための提言を行っていない。

## 金融庁検査結果事例集

---

- 取締役会が、内部監査部門から内部監査結果の報告を受けて、協議を行っているものの、同部門に対して、監査指摘を受けた部署以外にも同様の問題がないかどうかを調査するよう、十分に指示していない事例

【業態等】 主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】 取締役会は、同部門から内部監査結果の報告を受けて、協議を行っているものの、監査指摘を受けた部署の問題として認識するにとどまり、同部門に対して、監査指摘を受けた部署以外にも同様の問題がないかどうかを調査し、また、再発防止のための対応をリスク管理の統括部署と協議するよう十分に指示していない。

## 《評価事例》金融庁検査結果事例集

---

- 内部監査部門が、重大な指摘事項については、営業店の役席者や担当者へのヒアリングを徹底し、役席者や担当者のそれぞれの立場における真の発生原因の把握に努めている事例

**【業態等】** 地域銀行、大中規模

**【検査結果】** 内部監査部門は、営業店監査における指摘事項に係る発生原因の分析が不十分であったとして、重大な指摘事項については、営業店の役席者や担当者へのヒアリングを徹底し、役席者や担当者のそれぞれの立場における真の発生原因の把握に努め、その結果に基づき、データの作成及び分析を行った上で、営業店に対して効果的な改善指導を行う取組を実施している。

## B. 「役員、監査役の機能度」に関する事例

---

- ◆ 日本の法制度を前提にすると、国際的にみて見劣りのしないガバナンス態勢の整備を進めるうえで、役員、監査役の機能強化は喫緊の課題。
- ◆ 既に金融庁では、検査を通じて、監査役の機能強化を求め始めている。
  - 検査結果事例集をみると、経営トップ、取締役に係る問題、経営上の重要課題などが判明したとき、常勤の社内監査役が責任ある姿勢を貫いているかを厳しく問う事例や、非常勤の社外監査役が有効に機能するよう運営・サポート体制の整備を促す事例が増加している。

- 
- ◆ 今後、社外役員の活用状況やサポート態勢のほか、取締役会での議論が活発に行われているかなどについても検証が行われるものと考えられる。

## 金融庁検査結果事例集

---

- 常勤監事が、コンプライアンス委員会において常勤理事等の法的責任を問う内容の内部通報に係る調査が限定的なものとなっていることについて、常勤理事に対して意見表明等を行っていない等の事例

**【業態等】** 信用金庫及び信用組合、大規模

**【検査結果】** 常勤監事は、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ、理事に対して意見表明等を行うこととしている。しかしながら、常勤監事は、同委員会において、常勤理事等の法的責任を問う内容の内部通報に係る調査が限定的なものとなっていることについて、常勤理事に対して意見表明等を行っていないほか、当該案件が経営に重大な影響を与えるおそれがあるにもかかわらず、監事会に報告していない。

## 金融庁検査結果事例集

- 常勤監査役が、常務会において、不祥事件等への対応を所管する経営企画部門の担当役員が、監査役意見への回答に沿った対応を行っていないにもかかわらず、意見を述べていない事例

【業態等】 地域銀行、中小規模

【検査結果】 監査役は、主要会議への出席を通じて、取締役や執行役員  
の業務執行状況を監査することとしている。

こうした中、常勤監査役は、不祥事件対策委員会において、融資案件に係る不祥事件について、経営企画部門による調査の十分性等を問う意見を述べ、同部門の担当役員から、過去の融資案件についても検証を行う旨の回答を得ている。しかしながら、常勤監査役は、常務会において、同部門の担当役員が、過去の融資案件についての検証に着手しないまま、不祥事件の処理方針を付議するなど、監査役意見への回答に沿った対応を行っていないにもかかわらず、意見を述べていない。

## 金融庁検査結果事例集

- 監事会が、当局検査で指摘されているリスク管理態勢上の問題点に対する改善策の実効性や、経営上の重要課題に対する理事会等の取組状況、理事の業務執行状況などに対する監査、提言を行っていない等の事例

【業態等】 信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】 監事会は、監査計画に、リスク管理態勢の実効性の検証を掲げていないことなどから、当局検査で指摘されているリスク管理態勢上の問題点に対する改善策の実効性や経営上の重要課題に対する理事会等の取組状況、理事の業務執行状況などに対する監査、提言を行っていない。

また、常勤監事は、リスク統括部門からの報告により貸出金利息の誤徴収事案への理事長等の対応を把握しているほか、懲戒委員会に出席し、当該事案に係る審議内容を承知しているにもかかわらず、理事会において意見を述べていないなど、その機能を十分に発揮していない。

## 金融庁検査結果事例集

---

- 取締役会が、社外監査役が付議事項について意見を述べるための準備期間に配慮した運営を行っていない事例

**【業態等】** 地域銀行、大中規模

**【検査結果】** 監査役は、「取締役会規程」において、取締役会に出席し、必要に応じて、意見を述べなくてはならないとされている。

しかしながら、取締役会は、社外監査役に対して、取締役会の付議事項に係る資料等を、あらかじめ配布することとしておらず、社外監査役が付議事項について意見を述べるための準備期間に配慮した運営を行っていない。

## 金融庁検査結果事例集

---

- 企画部門が、定例監査役会の資料を開催日当日に配布しており、監査役による十分な検証時間を確保していない等の事例

**【業態等】** 主要行等及び外国銀行支店

**【検査結果】** 監査役は、定例監査役会に出席し、取締役の職務執行を監査すること等を目的とした「監査計画」を審議、決定することとされている。

こうした中、事務局である企画部門は、定例監査役会の資料(会計資料や業務報告書等)を開催日当日に配布しており、監査役による十分な検証時間を確保しておらず、監査役は、定例監査役会においてほとんど発言をしていないなど、監査機能が発揮されない状況となっている実態が認められる。

## 金融庁検査結果事例集

- 理事会及び常務会が監査指摘事項に係る報告を受けているにもかかわらず、経営計画や経営戦略の見直しの必要性の有無や、業務推進に係る営業店及び本部各担当部署の体制や推進策の問題点など、管理態勢の見直しに向けた議論を行っていない事例

**【業態等】** 信用金庫及び信用組合、大規模

**【検査結果】** 内部監査部門は、営業推進部門に対する内部監査において、最重要経営課題として掲げる収益力強化に関する業務推進面の弱点に係る指摘を行っており、その内容は、理事会及び常務会に報告されている。

しかしながら、理事会等は当該報告を受けているにもかかわらず、経営計画や経営戦略の見直しの必要性の有無や、業務推進に係る営業店及び本部各担当部署の体制や推進策の問題点など、管理態勢の見直しに向けた議論を行っていない。

営業推進部門は、理事会等からの指示がないことから、業務推進面の弱点について、経営上の重要問題として認識するに至っておらず、根本的な対応策を講じていない。

## 金融庁検査結果事例集

- 経営会議が、中期経営計画の策定に当たって、経済情勢や競合金融機関の戦略といった外部要因や、事業別・商品別の採算性や経営資源の状況といった内部要因を踏まえた、「当行の強みや弱み」に係る分析を十分に行っていない等の事例

【業態等】 地域銀行、大中規模

【検査結果】 経営会議は、中期経営計画を策定し、基本戦略を掲げるとともに、これらに対応した重点施策及び各重点施策に基づく具体的な個別施策を定めている。こうした中、以下のような問題点が認められる。

- ・経営会議は、中計の策定に当たって、経済情勢や競合金融機関の戦略といった外部要因や、事業別・商品別の採算性や経営資源の状況といった内部要因を踏まえた、「当行の強みや弱み」に係る分析を十分に行っていない。
- ・経営会議は、中計の重点施策に基づく個別施策について、中計期間中のどの時期までに実施し、完了させるのかといった時間軸を設定していない。経営会議は、当該個別施策を達成していくために、各部署の施策をどのように積み上げていくのかを十分に検討していないことから、個別施策と各部署の施策との整合性がとれていない項目が認められる。

## 金融庁検査結果事例集

---

- 監査役会が、監査役監査の具体的な監査項目に、内部監査部門による監査機能の発揮状況を含めていない事例

**【業態等】** 地域銀行、大中規模

**【検査結果】** 監査役会は、「監査方針」を策定し、監査役監査における重点監査項目として「グループ内会社における業務の適正を確保するための体制の構築・運用の状況」を掲げている。

しかしながら、監査役会は、監査役監査の具体的な監査項目に、内部監査部門による監査機能の発揮状況を含めていない。

---

- 本資料に関する照会先

日本銀行金融機構局金融高度化センター

企画役 碓井茂樹 CIA,CCSA,CFSA

Tel 03(3277)1886 E-mail shigeki.usui@boj.or.jp

- 本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合は予め日本銀行金融機構局金融高度化センターまでご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。
- 本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、日本銀行は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。